

第4回智頭町議会定例会会議録

平成30年12月14日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 96号 専決処分について（平成30年度智頭町一般会計補正予算（第4号））
- 第 4. 議案第 97号 専決処分について（平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））
- 第 5. 議案第 98号 専決処分について（平成30年度智頭町一般会計補正予算（第5号））
- 第 6. 議案第 99号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第6号）
- 第 7. 議案第100号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8. 議案第101号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 第 9. 議案第102号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10. 議案第103号 鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について
- 第11. 議案第104号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第7号）
- 第12. 議案第105号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第13. 議案第106号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第14. 議案第107号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）
- 第15. 議案第108号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第16. 議案第109号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正

について

第17. 議案第110号 職員の給与に関する条例の一部改正について

第18. 議案第111号 字の区域の変更について

第19. 陳情について

第20. 発議第 6号 智頭町地酒で乾杯条例の制定について

第21. 発議第 7号 議会改革に関する調査特別委員会設置に関する決議について

第22. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について

第23. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に付した事件

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 諸般の報告

第 3. 議案第 96号 専決処分について（平成30年度智頭町一般会計補正予算（第4号））

第 4. 議案第 97号 専決処分について（平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））

第 5. 議案第 98号 専決処分について（平成30年度智頭町一般会計補正予算（第5号））

第 6. 議案第 99号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第6号）

第 7. 議案第100号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第 8. 議案第101号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

第 9. 議案第102号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

第10. 議案第103号 鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について

第11. 議案第104号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第7号）

第12. 議案第105号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 第13. 議案第106号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号)
- 第14. 議案第107号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第6号)
- 第15. 議案第108号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算
(第4号)
- 第16. 議案第109号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正
について
- 第17. 議案第110号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第18. 議案第111号 字の区域の変更について
- 第19. 陳情について
- 第20. 発議第 6号 智頭町地酒で乾杯条例の制定について
- 第21. 発議第 7号 議会改革に関する調査特別委員会設置に関する決議に
ついて
- 第22. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について
- 第23. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に出席した議員(12名)

1番 都 橋 一 仁	2番 安 道 泰 治
3番 國 本 誠 一	4番 河 村 仁 志
5番 大河原 昭 洋	6番 高 橋 達 也
7番 岩 本 富美男	8番 中 野 ゆかり
9番 岸 本 眞一郎	10番 酒 本 敏 興
11番 大 藤 克 紀	12番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員(0名)

1. 会議に出席した説明員(17名)

町	長	寺 谷 誠一郎
副	町	長 金 児 英 夫
教	育	長 石 彰 祐

病院事業管理者	葉狩一樹
総務課長	矢部整
企画課長	酒本和昌
税務住民課長	江口礼子
教育課長	國岡厚志
地域整備課長	迎山恵一
山村再生課長	山本進
地籍調査課長	岡田光弘
福祉課長	小谷いづ美
会計課長	國政昭子
税務住民課参事兼水道課長	藤森啓次
総務課参事	福安教男
福祉課参事	山本洋敬
病院事務部長	矢部久美子

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 柴田睦子
書記 岡本康誠

開会 午前10時30分

開会 あいさつ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、都橋一仁議員、

2番、安道泰治議員を指名します。

日程第2．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、議員派遣及び委員派遣の結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3．議案第96号

○議長（谷口雅人） 日程第3、議案第96号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第96号 専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4．議案第97号

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第97号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第97号 専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第98号

○議長(谷口雅人) 日程第5、議案第98号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第98号 専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第99号

○議長(谷口雅人) 日程第6、議案第99号 平成30年度智頭町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第99号 平成30年度智頭町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第100号

○議長(谷口雅人) 日程第7、議案第100号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第100号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第101号

○議長（谷口雅人） 日程第8、議案第101号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第101号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第102号

○議長（谷口雅人） 日程第9、議案第102号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第102号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第103号

- 議長（谷口雅人） 日程第10、議案第103号 鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更についてを議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。
以上で討論を終結し、直ちに採決します。
これから、議案第103号 鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

- 議長（谷口雅人） 起立多数です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第104号から日程第18．議案第111号まで 8案一括上程

- 議長（谷口雅人） 日程第11、議案第104号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第7号）から、日程第18、議案第111号 字の区域の変更についてまでの8議案を一括して議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。
寺谷町長。

- 町長（寺谷誠一郎） このたび、追加提案しました議案について、その概要を説明します。

議案第104号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第7号）につきましては、平成30年の人事院勧告を踏まえ、職員の勤務手当を0.05カ月分引き上げ、また、給料表の改定を行うとともに、特別職の職員の期末手当を0.05

カ月分引き上げることに伴い、各費目について所要の経費を計上しています。あわせて、人件費の調整による特別会計への操出金を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、446万4,000円であり、補正後の予算総額は、71億1,316万8,000円となります。

次に、議案第105号から議案第108号までは、特別会計の補正予算であり、いずれも平成30年の人事院勧告を踏まえ、人件費の調整を行ったものです。

議案第109号 特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当を0.05カ月分引き上げるものです。

議案第110号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成30年の人事院勧告を踏まえ、勤勉手当を0.05カ月分引き上げるとともに、給料表の改定を行うほか、宿日直手当の額を改定するものです。

議案第111号 字の区域の変更につきましては、智頭町立智頭図書館建設用地の整理のため、土地の合併を行うことに伴い、字の区域変更を行うものです。

以上、追加提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長をもって説明させますので、よろしく審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、日程第11、議案第104号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第7号）から、日程第18、議案第111号 字の区域の変更についてまでの8議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。また、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第11、議案第104号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、お配りしております補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第104号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第7号）でございます。

歳入歳出の総額に、446万4,000円を増額し、それぞれ71億1,316万8,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、全費目一括して説明をさせていただきます。補正予算書は、7ページから16ページにかけてでございます。なお、別に配付しております平成30年度12月補正予算追加概要もあわせてごらんいただきたいと思います。

これは、先ほど町長が追加提案理由で述べましたとおり、平成30年人事院勧告を踏まえ、職員の給料、勤勉手当及び議会議員を含む特別職の期末手当を引き上げることに伴い、給料、職員手当及び共済費について各費目共通して、それぞれ所要額を措置するものでございます。

また、国民健康保険事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び介護保険事業特別会計の各会計につきましても、同じく平成30年人事院勧告を踏まえた給料等の改定に伴いまして、人件費を調整しましたところ、それぞれの会計への操出金の増額措置をしております。

以上、合計446万4,000円の増額補正となっております。

歳入は、2ページのとおり、地方交付税をもって措置をしております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12、議案第105号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書19ページをごらんください。

議案第105号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

3号)でございます。

歳入歳出の総額に6万8,000円を増額し、それぞれ9億3,449万1,000円とするものです。

まず、歳出についてですが25ページをごらんください。

これは、一般会計と同様に平成30年人事院勧告を踏まえ、各費目について人件費の調整を行うものです。

なお、歳入は24ページをごらんください。

24ページのとおり、一般会計からの繰入金をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13、議案第106号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書27ページをごらんください。

議案第106号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出の総額に10万2,000円を増額し、それぞれ3億3,786万3,000円とするものです。

まず、歳出でございますけれども、33ページをごらんください。

これは、平成30年度人事院勧告を踏まえ、各費目について人件費の調整を行うものです。

なお、歳入につきましては、32ページのとおり、一般会計からの繰入金をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14、議案第107号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

江口税務住民課長。

○税務住民課長(江口礼子) それでは、補正予算書35ページをごらんください。

議案第107号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)でございます。

歳入歳出の総額に3万円を追加しまして、それぞれ4億7,848万1,000円とするものです。

まず、歳出でございますけども、41ページのほうをごらんください。

これも、平成30年度人事院勧告を踏まえ、各費目について人件費の調整を行うものでございます。

なお、歳入につきましては、40ページのとおり、一般会計からの繰入金をもって措置しております。

以上です。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15、議案第108号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書43ページをごらんください。

議案第108号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出の総額に、20万1,000円を追加し、それぞれ10億6,685万9,000円とするものです。

まず、歳出についてですが50ページ、51ページをごらんください。

これは、平成30年度人事院勧告を踏まえ、各費目について人件費の調整を行うものです。

なお、歳入につきましては、48ページ、49ページをごらんください。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金及び繰越金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16、議案第109号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案の1ページをごらんいただきたいと思います。議案説明資料概要につきましても1ページでございます。

議案第109号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当支給月数、年間3.3月分を年間3.35月分に、0.05月分引き上げることにつきまして、また、平成31年度から6月期と12月期の期末手当支給率を平準化することについて、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案2ページをごらんください。

改正条例第1条は、平成30年度の期末手当支給月数について、12月期を1.

775月分とするものであり、同第2条は平成31年度以降は6月期、12月期とも1.675月分とするものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日からですが、改正条例第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものであり、同第1条の規定は平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17、議案第110号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案の3ページをごらんください。

議案説明資料概要は2ページでございます。

議案第110号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成30年の人事院勧告を踏まえ、宿日直手当を引き上げるとともに、職員の勤勉手当支給月数、年間1.8月を年間1.85月に0.05月分引き上げることのほか、給料表の改定を行うこと、また、平成31年度から6月期と12月期の期末勤勉手当支給率を平準化することにつきまして、所要の改正を行うものでございます。

議案4ページをごらんください。

改正条例第1条中第16条の改正規定につきましては、宿日直手当について1回4,200円を4,400円に200円引き上げ、また、午前中勤務をし、引き続き宿日直を行う場合の手当については、1回6,300円を6,600円に300円引き上げるものでございます。

同じく19条の改正規定は、勤勉手当支給月数の改正であり、第2項第1号では再任用職員以外の職員について、平成30年度については6月期を0.9月分、12月期を0.95月分とし、第2号では再任用職員について、平成30年度に

については6月期を0.425月分、12月期を0.475月分とするものでございます。

議案5ページから8ページにかけての改正条例第2条は、行政職給料表を改定するものでございます。

初任給を1,500円引き上げ、若年層については1,000円程度の改定を行い、その他につきましてはそれぞれ400円の引き上げを基本に改定しております。

議案8ページから10ページにかけての改正条例第3条は、期末勤勉手当支給月数の平準化に伴う改正であります。

同条中第18条第2項の改正規定は、平成31年度以降の期末手当について、6月期、12月期とも1.30月分とするものであり、第3項は再任用職員については6月期、12月期とも0.725月分とするものでございます。

9ページからの第19条第2項第1号の改正規定は、平成31年度以降の勤勉手当について、6月期、12月期とも0.925月分とするものであり、同項第2号は、再任用職員については、6月期、12月期とも0.45月分とするものでございます。

なお、再任用職員及び特定管理職員に関する改正を行っておりますが、本町では現在のところ適用はございません。

また、施行期日は公布の日からですが、改正条例第3条の規定は平成31年4月1日から施行するものであり、同第1条及び第2条による規定は平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 公務員の職員さんの給与に関しましては、地方公務員法第24条第2項に書かれております。内容としましては、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者との給与その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されております。

ここで言う民間事業の従業員の給与というのは、鳥取県人事委員会でも調査さ

れて検証されております。平成30年、ことしの10月に出された職員の給与に関する報告及び人事管理に関する報告というのが鳥取県人事委員会から出されていて、この報告を読んだところ、月例給及び特別給を民間事業所と比べたところ、ほぼ均衡であるということで、このたび鳥取県では給与の改定はなく、据え置きという方向性が出されました。

ここで言う、地方公務員法で言う、この民間事業の従業員の給与というものの考慮は、本町においてはどのような考え方で定めているのか、お聞きいたします。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 先ほど議員が地方公務員法の第24条の規定についての言及がございましたが、まさにそのとおりでございまして、生計費、国及び地方公共団体の職員の給与、民間事業の事業者の給与、そういった事情を考慮して本町の職員の給与についても定めるものでございますが、智頭町につきましては、給与改定はあくまで国及び他の地方公共団体に準じて定めておりまして、このたびにつきましても、国の人事院勧告を尊重して基本に改定するものでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18、議案第111号 字の区域の変更についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案11ページ、議案説明資料3ページを
ごらんください。

議案第111号 字の区域の変更について。

先ほど町長が追加議案提案理由で説明したとおり、智頭町立図書館建設に伴う用地整理を行うに当たり、土地の合併が必要なため、地方自治法第260条第1項の規定により、本町内の字の区域を次のとおり変更することについて、本議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。執行部はそのまま、議員は全協室のほうへお急ぎください。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時12分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第104号 平成30年度智頭町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第104号 平成30年度智頭町一般会計補正予算(第7号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第105号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第105号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第106号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第106号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第107号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第107号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第108号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第108号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第109号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に対する反対者の討論を行います。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 私は、反対の立場で討論いたします。

地方公務員法第24条第2項では、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されています。

鳥取県人事委員会では、鳥取県内民間事業所従業員の給与状況、県内企業規模が50人以上かつ事業所規模50人以上の237事業所から142事業所を無作為に抽出し、従業員の個人給与を人事院勧告等と共同で実施して調査、県職員の給与と比較をされました。

その結果、鳥取県では職員の給与は、職員及び特別給ですが、月給及び特別給

とも民間事業所とほぼ均衡していると判断して、改定なし、据え置きとされました。

私は、この地方公務員法で言う民間事業の従業員の給与というのは、我々の生活圏内である鳥取県が出した判断に準ずるべきと思いますので、議案第109号及び110号に反対すると同時に、それに伴う議案に対して反対をいたします。

○議長（谷口雅人） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

討論はありませんか。

6番、高橋議員。

○6番（高橋達也） 賛成討論の前に、今後の提起のためにあえて触れておきます。

本来ですと、議案の順番が、日程第16の109号、110号の条例改正が先にあって、これを受けて各補正予算が連動しますので、順番が本当は逆がよかったのかなど。今後はこれは検討課題としておきます。

それから、今、中野議員からおっしゃいました議案第109号に対する反対討論の内容でございますが、109号はあくまで特別職のことですので、むしろ110号で反対される内容ではなかったかなど。形式論のことではありますが、あわせて関連のという付言もありましたので、ちょっと前段で申し述べておきます。

私は、この109号に賛成の立場から討論いたします。関連しますので、本当はちょっとおかしなことですが、110号の意味も含めての賛成討論といたします。

まず、この人事院の給与勧告といたしますのは、ご承知のとおり、労働基本権の制約の代償措置として、公務員の給与水準を、公務員の職場と規模が大きく異ならない、民間企業の給与水準と均衡させることを基本に行われております。直接的には国家公務員を対象にしたものなんですけれども、地方公務員におきましては、都道府県のように、法の規定がありますけれども、法の規定により置くこととされておる人事委員会、ですから県はそういう意味で人事委員会を置いているわけです。したがって人事委員会の勧告に基づいて給与改定がされております。

一方で、私ども市町村におきましては、法の規定においてこの人事委員会を置くことは規定されておりません。ですので、従来から国の人事院勧告に基づいて改定がなされておるといふ、この一般的な前提があります。

民間のことにも触れられましたけれども、仮に県内に合わせればいいじゃない

かということもありましたが、本当を言いますと、町内のこの民間事業者と比較するのが本来筋となろうと思いますが、やはり町内の雇用者の数等々、規模からすると、公平な比較ができません。もし仮に、町内の民間給与との均衡を重点とすれば、逆に他の市町村との均衡が崩れてまいります。

でありますので、職員さんはそういう観点で国の人事院勧告に基づく改定、それから我々特別職につきましても、国の特別職に準じた形でなされておることをございます。

今回の改定によりまして職員さん、それから特別職、我々議員、議員は説明にありました条例で特別職の規定に準じてなっていますから、自動的になるわけですけれども若干上がるわけです。上がりますので、以前も私、この議場で言ったかもしれませんが、この増額を契機に、職員さんは一層真摯に公務に励んでいただきたいと思ひますし、特別職はもとよりですし、我々議員も一層この町民の負託に答えていかんといけんと思ひます。

以上で、賛成討論とします。

○議長（谷口雅人） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第109号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第110号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第110号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第111号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第111号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 陳情について

○議長(谷口雅人) 日程第19、陳情についてを議題とします。

12月9日の本会議において、所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、常任委員長の報告を求めます。

4番、河村仁志議員。

○4番(河村仁志) 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

12月7日に本会議において付託を受けた陳情について、12月12日に委員会を開き慎重に審査した結果、陳情第20号「陳情書」は、採択と決定しました。

陳情第21号「陳情書 宮ノ本部落 家並川農業用地施設に関する陳情書」については、趣旨採択と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長の報告は、陳情第20号「陳情書」は、採択です。陳情第21号「宮ノ本部落 家並川農業用地施設に関する陳情書」は、趣旨採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり決定しました。

日程第20．発議第6号

○議長（谷口雅人） 日程第20、発議第6号 智頭町地酒で乾杯条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、高橋達也議員。

○6番（高橋達也） 本年2月に、智頭町商工会長より議長へ、地酒乾杯条例の制定に関する要望書が提出され、平成30年第2回定例会において議会運営委員会の付託案件として審査し、全員賛成で採択となりました。

これを受け、委員会で条例の内容を検討し、智頭町地酒で乾杯条例の制定につ

いて、今定例会に委員会提出議案として提出するものです。

内容については、条例文案を朗読し、説明いたします。

智頭町地酒で乾杯条例。

目的。第1条、この条例は、千代川の源流に位置し、森林を始めとする豊かな自然環境や歴史と伝統に育まれた智頭町の地場産品を原材料として製造されている日本酒その他の酒類（以下、「地酒」という。）による乾杯の習慣を推進することにより、酒造業その他関連産業の振興を図り、もって地酒の普及を通じた食文化の向上と郷土愛の醸成に寄与することを目的とする。

町の役割。第2条、町は、地酒による乾杯の促進及び地酒を活用した地域産業の振興に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

事業者の役割。第3条、地酒の生産、販売、提供等に関する事業を行う者（以下、「事業者」という。）は、地酒による乾杯とその普及を促進し、地酒を活用した地域産業の振興に主体的に取り組むよう努めるものとする。

町民の協力。第4条、町民は、町及び事業者が取り組む地酒による乾杯の促進に協力するよう努めるものとする。

個人の嗜好等への配慮。第5条、町、事業者及び町民は、この条例に基づく措置、取組又は協力に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮しなければならない。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

本条例が制定されることによりまして、地酒の普及・消費拡大だけではなく、郷土の特産品を活用した郷土料理の普及・開発にもつながることを願います。

最後に、議会はもとより、町長におかれては、町民及び事業者へ本条例の積極的な周知を行っていただくようお願いをし、以上で提案説明いたします。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

これから、発議第6号 智頭町地酒で乾杯条例の制定についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 発議第7号

○議長(谷口雅人) 日程第21、発議第7号 議会改革に関する調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番、大藤克紀議員。

○11番(大藤克紀) 発議第7号 議会改革に関する調査特別委員会設置に関する決議について。

議会改革に関する調査特別委員会を設置するため、地方自治法第109条及び智頭町議会委員会条例第5条の規定により、発議する。

目的。平成29年の智頭町議会議員一般選挙において無投票となったことを踏まえ、今後の議会改革全般について調査・研究する。

委員の定数。12人。

調査期間。特別委員会設置の日から調査終了の日までとし、調査終了まで閉会中の継続調査とする。

以上で、説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第7号 議会改革に関する調査特別委員会設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時35分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました、議会改革に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時36分

再 開 午前11時36分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会改革に関する調査特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に大藤克紀議員、副委員長に高橋達也議員。以上のとおりです。

なお、本案は委員長より、調査終了まで閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長の申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第22. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について

○議長(谷口雅人) 日程第22、輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果についてを議題とします。

特別委員長より調査報告書が提出されています。輝くまちづくり調査特別委員長の報告を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番(酒本敏興) 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について報告をいたします。

調査期日は、平成30年11月7日から11月9日までの3日間。

調査委員は、全委員12名。

調査目的。本町のまちづくりを推進するため、先進事例の事務事業の調査を行う。

調査地。東京都千代田区永田町、衆議院・参議院議員会館、埼玉県坂戸市、東洋ライスサイタマ工場、神奈川県三浦郡葉山町、葉山町議会。

調査内容。地元選出国會議員へ要望書を提出。内容につきましては、地方交付税の総額確保、過疎法の期限延長、平成30年7月豪雨災害の早期復旧であります。金芽米について。議会改革の取り組みについて。

調査概要及び所感。東洋ライスサイタマ工場。米の消費量が年々減少する中、おいしさと健康をうりに爆発的にヒットしている新しい米がある。平成29年6月に全国版の情報番組で紹介された、金芽米東洋ライスセンター関東工場を見学した。

東洋ライスは昭和36年に、日本の近代精米機のきっかけとなるトーヨー撰穀機を開発し、それを機に、株式会社東洋精米機製作所として設立された。現在国内4工場でプラント事業、精米事業を行っている。精米機製造販売を軸に、無洗

米による環境事業、金芽米、金芽米ロウカット玄米、BG無洗米委託製造販売事業など、幅広く事業展開している米穀トップメーカーである。

平成3年には米穀事業に進出し、環境に優しいとがずに炊けるBG無洗米を日本で初めて開発。数々の賞を受賞し、特殊な精米方法を開発し、高栄養・良食味の米、金芽米を発表。飲食店では、近畿大学水産研究所、タニタ食堂など、白米よりおいしいだけでなく、低カロリーという健康面からも広く使用されている。

この金芽米の最新の設備工場を見学し、企業説明、商品説明を受けての質疑応答で、近代化された精米プラントに衛生管理、品質管理、生産履歴の徹底と企業理念の指し示す工場見学となった。

日本の米は安過ぎる。もっと評価され、高く売買されるようになれば農家の意欲も上がると、雑賀社長の抱く思いで、全国のJAはもとより全国の米農家とタッグを組み、新たな取り組みが始まっている。

近年では、鳥取いなば農協や鳥取県若桜町など、過疎化が進み米農家の数が激減し、それに伴い生産量も減少している地域だが、美しい自然、水に恵まれた土地で生産された米を、オーガニック志向の強い都市部・海外での販売につなげ、新たな金芽米をつくり、付加価値をつけて販売、農業所得の向上につながっていると感じた。

本町の農業も、担い手の高齢化は年々進んでおり、新たな担い手が育つ環境づくりを進めていく上で、先進的な稲作事業は有効な手段となる。本町の農業振興を一步ずつ進めていく上での施策作成に資する視察であった。

葉山町議会。

自治の担い手の再生、性別よりも大事な資質と熱意。男性議員が少数派となった日本唯一の地方議会と紹介された先進地を訪問した。

葉山町は、三浦半島の西北部に位置し、面積約17平方キロメートル、人口約3万2,000人で、保養と観光の町として発展している。

葉山町議会は、定数14人、現在欠員1人で、男性6人、女性7人と女性比率は全国一となっているほか、議員報酬は月額40万円と全国の町村議会の中で最も最高であり、政務活動費が年間24万円、月2万円支給されている。

女性議員の比率が高い要因について。よく聞かれるが、わからない、もう当たり前になっており、特に意識していないとのことであったが、経緯等としては以下のような概要である。

東京や横浜のベッドタウンとして昭和35年以降に宅地造成が進み、若いサラリーマン家庭の流入がふえ、夫が町外で働き、妻は専業主婦というのが典型的な家族の姿であった。

女性議員の誕生は、主婦たちの市民運動がきっかけで、全国的に盛んであった合成洗剤追放運動で、神奈川県では女性が主体となって地域政党をつくり、議員を出すようになった。こうした流れで、葉山町で昭和60年に初めて女性議員が当選した。

以降、改選の都度に女性議員の数がふえ、平成23年の改選時から現在の7人となっており、これまでに正副議長がともに女性だったことが3度ある。定例会ではほぼ毎回、女性の全議員が一般質問に登壇している。

報酬について。昭和59年には22万6千円であったが、その後ほぼ毎年増額し、平成6年から現在の40万円となっている。葉山町は比較的物価が高いことや、市議会と同様の活動をしているとの自負があり、決して高額だという意識はないとのことであった。

平成23年と24年に、議員報酬の削減を求める陳情書が提出されたことを契機に、平成25年と26年に議員報酬のあり方について調査・検討が行われ、議員報酬は議員活動という役務の対価と捉え、各議員の活動日数を検証し、現在の報酬額が適切だとの裏づけをされている。

政務活動費について。平成16年度から交付され、年額を一括交付し、収支報告書と領収書を毎年4月末までに提出し、町のホームページで公開している。主な支出は、広報費、研究研修費とそれに伴う調査旅費、資料購入費となっている。なお、平成29年度については、2議員が支出がなく全額を返還している。

議員定数について。昭和58年は24人であったが、以降4回削減し、平成23年の改選時から現在の14人となっている。人口は平成22年まで微増傾向にあるが、以降は微減傾向にある。

その他参考事項。平成29年9月議会から、タブレット端末を議会と執行部が導入している。当初予算審議と決算審議の際には、一般質問以外に予算・決算総括質問が行われている。導入開始時期は少なくとも平成19年以前のことである。

所感。一般質問は毎回、ほぼ全員が制限時間まで活用し、議案や陳情、意見書に対しても議員個々が是々非々の姿勢で臨み、執行部提案の否決や修正のケースも少なくないと聞くなど、執行部と議会の間にあるべき緊張感が保たれている様

子を伺い、激変した議会改革の成果を知ることとなった。

また、本会議や委員会に付随する活動や町民との会議についても、議会改革の領域に特筆されている。地域社会のニーズに、議会・議員もしっかりと応えなければならないと考えさせられた。

智頭町議会においては、今後、議会改革に関する調査特別委員会の設置を検討中であるため、今回の葉山町議会の取り組みを大いに参考にしたい。

以上、報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これをもって、輝くまちづくり調査特別委員会の調査を終了します。

日程第23．閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷口雅人） 日程第23、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第4回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成30年12月14日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 都 橋 一 仁

智頭町議会議員 安 道 泰 治